

買受人承認要領

買受人の承認については、条例第26条および規則第19条の2の規定のほか、この要領によるものとする。

1 承認の基準

条例第26条第3項第4号に規定する知識、経験および資力信用を有する者の認定は、次によるものとする。

(1) 買受人の承認を受けることができる者は、次に掲げる業務を現に営み、当該業務について引き続き3年以上またはこれと同等の経験を有し、かつ、野菜、果実およびこれらの加工品（以下「青果物等」という。）の取引について評価の経験を有する者であること。

ア 一定の店舗等を有し、青果物等を直接消費者に販売することを業とするもの

イ 一定の調理・加工設備を有し、青果物等を調理・加工して販売することを業とするもの

(2) 買受代金の決済について、市場の買受代金決済機関と契約を締結しうる資力信用を有すること。

(3) 申請者が法人である場合は、当該法人のために常時売買に参加する者にあつては、青果物等の取引について引き続き3年以上またはこれと同等の経験を有し、かつ、評価の経験を有する者であること。

2 承認員数

買受人の承認員数は、経営主体1につき1人とする。

3 承認申請書の添付書類

買受人承認申請書には、規則第19条の2に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人の場合

法人のため常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写しおよび写真（法人のため常時売買に参加する者が当該法人の代表者または役員以外の場合に限る。）

(2) 申請者が個人の場合

市町村長の発行する営業証明書等

4 事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割

(1) 買受人が事業の譲渡しをする場合において、譲受人が譲渡人の行っていた買受業務を引き続き営もうとするとき、または買受人（法人の場合）が合併する場合または分割する場合（市場における買受業務を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該業務を承継した法人が買受業務を引き続き営もうとするときは、買受人事業譲渡・合併・分割承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号の申請があった場合において、当該申請が次のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

ア その申請に係る譲受人または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における買受業務を承継する法人の代表者（以下「申請人」という。）が破産者で復権を得ないものであるとき。

イ 申請人が条例第27条の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

ウ 申請人が卸売業者もしくは仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人である者であるとき。

エ 申請人が卸売の相手方として必要な知識および経験または資力信用を有しない者であるとき。

オ 申請人およびその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

カ 申請人が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

キ 申請人がその業務活動において暴力団員等による支配を受けて

いるものであると認められるとき。

- (3) 前号の申請書には、規則第19条の2に規定するもののほか、譲渡しおよび譲受けの契約書の写しまたは合併の契約書の写しもしくは分割計画書もしくは分割契約書の写しを添付しなければならない。

5 相続

- (1) 買受人が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた買受業務を引き続き営もうとするときは、買受人の相続による地位承継承認申請書を被相続人の死亡の日から起算して3か月以内に市長に提出し承認を受けなければならない。
- (2) 前号の申請書には、規則第19条の2に規定するもののほか、第3項第2号に掲げる書類および被相続人との続柄を証する書面を添付しなければならない。
- (3) 相続人が第1号の申請をした場合において、被相続人の死亡の日から承認または不承認の決定を受ける日までの間は、被相続人に対してした承認は、その相続人に対してしたものとみなす。
- (4) 条例第26条第3項各号の規定は第1号の承認について準用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。